**官民有地境界確認**

**◎「官民有地境界確認」とは**

市道や法定外公共物（農道・里道・水路等）の市が管理する土地（官地）と民有地について、境界の確認と協議をする場合をいいます。

官民境界確認は、土地の分筆、建築確認、土地の開発行為をする場合や、**法定外公共物の占用及び用途廃止**を受けようとする場合などに必要となります。

※申請書類作成等の費用は申請者の負担となります。

※国道・県道・一級河川等はそれぞれの管理者（国、県）と協議する必要があります。

※民地と民地の境界に関しては、市は介入できません。

●市道及び法定外公共物（里道・水路）の用途廃止付け替え及び払下げ

公共財産である市道や法定外公共物(里道、水路)の用途廃止、付替及び払下げを希望される場合は、事前にご相談下さい。官民有地境界確認の申請が必要となります。

**◎官民有地境界確認（境界の確定）までの流れ**

・申請書作成　　　・　関係図書は後述の通り

・申請書提出　　　・　１部提出（県管理物件がある場合は県への申請も行う事。）

・市の審査　　　　・　申請書の審査や過去の立会記録の確認

・現地立会　　前　・　関係者に立会の依頼や日程調整と境界の仮杭の設置

　　　　　　　当日・　境界地点に打設する杭の準備

　　　　　　　後日・　官民有地境界確認承諾書の取り交わし後、境界確定

※土地家屋調査士など専門家に書類の準備や立会者の依頼、調整などの手続きを委任することができます。

・立会日は、関係者と事前に調整を

関係者とは、隣接地の所有者、対側地（たいそくち：道路等の反対側の土地）の所有者などとなります。関係者への連絡は申請者が行い日程をよく打ち合わせてから、立会日を市と調整してください。

・確認の場所の精査及び事前協議

官民境界の確認では、対測地の確認も含めた周囲の土地の事前調査を行います。そのため、事前に市と協議頂きますようお願いします。

**◎官民有地境界確認の申請に必要なものは**

・官民有地境界確認申請書（様式第１号)：確認の場所・目的　立会の希望日

・各筆調書（様式第２号）　　　　　　 ：隣接地や対測地の土地調書

・添付書類：位置図・公図写し・土地の登記事項証明書・参考図書（字絵図や地積測量図の写し等）・委任状・現況平面図

・提出部数　１部

立会日当日の準備

① 各筆調書に記載された土地所有者の立会。（土地登記簿に記載された所有者と現在の所有者が異なる場合は両者）

② 境界地点に打設する杭（木・プラスチックいずれも可）を所有者及び屈折点数分。

**◎官民境界を確定するには**

立会日から１年以内に境界確認承諾書の提出してください。１年を過ぎると立会が無効になりますのでご注意ください。承諾書に必要な書類は下記の通りです。

・官民有地境界確認承諾書（様式第３号）：申請者の承諾書

・隣接境界承諾書（様式第４号）　　　　：隣接地や対側地の所有者の承諾書

・境界の確定測量図

・境界立会の記録

・測量精度管理表